

2021（令和3）年度 佐賀支部事業実施状況について

全国健康保険協会佐賀支部

1. 基盤的保險者機能關係

1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① サービス水準の向上			
<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードは、事務処理に優先順位をつけ、進捗を随時管理することにより100%を達成した。 ・郵送化率は、支部で独自に窓口アンケートを実施し、来所者の分析を行い、次回より郵送での提出に移行できるよう誘導するなど、郵送化の推進に努めた。 ・電話対応について、特に前回のお客様満足度調査で弱かったクロージングについて、朝礼で復唱させるなどの取り組みを実施し、お客様満足度の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を94.7%以上とする 	<p>サービススタンダード ◎100%【3月末】 (前年3月末：100%)</p> <p>郵送化率 ●90.7%【3月末】 (前年3月末：90.5%)</p>
② 限度額適用認定証の利用促進			
<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月よりオンライン資格確認の運用が開始し、大学病院等の大きな医療機関が導入しているためか、限度額認定証の発行件数は減少してきている。導入していない医療機関に対しては、申請等の問い合わせの都度、積極的に設置依頼を行った。今後もオンライン資格確認の運用状況をみながら利用促進をすすめていく。 	(設定なし)	—
③ 現金給付の適正化の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に実施し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手順書に基づいて審査・確認を行い、令和4年1月の法改正を含め、定期的に勉強会を実施するなど、正確性・迅速性の強化に努めている。 ・傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理及び進捗管理を徹底し、傷病手当金の適正給付に努めている。 ・本部から資格取得時に疑義のあるリストの提供を受け、傷病手当金について事後調査を実施し、保険給付適正化プロジェクトで議論を行った。（2件：適正） 	(設定なし)	—

1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化			
<ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費の適正化を図るため、文書照会の範囲を「施術箇所2部位以上かつ施術日数を月10日以上」を目安として実施している。 ・「部位ころがし」は、本部からの提供データを参考に患者照会を実施している。 ・厚生局からの依頼に基づいた患者照会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度（1.04%）以下とする 	<p align="center">申請の割合</p> <p align="center">◎ <u>1.03%</u>【3月末】 (前年3月末：1.04%)</p>
⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・審査事務手順書に基づく事務処理を確実に実施する。 ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査事務手順書に基づいた審査を実施し、申請書に記載された登録番号から受領委任の確認を確実に行うなど、適正な事務処理に努めた。また、厚生局の依頼に基づき、申請書写しの提供や、患者照会を実施し、適正化に務めた。 	<p align="center">(設定なし)</p>	<p align="center">—</p>
⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底			
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月18日時点における被扶養者が対象。今年度はマイナンバーを活用し、リストの「確認区分」に同居等の情報が記載されたものを送付した。別居の被扶養者に対しては、仕送り等収入要件の確認を実施。 ・提出期限を令和3年12月20日とし、令和3年10月19日～11月19日の期間に事業所へ送付。 ・外部委託を活用し、時間帯を変えて複数回の架電による提出勧奨を実施した。また委託業者と連携してリストの再発行等のフォローを速やかに行うことにより提出率向上につながり、結果としてKPI目標94.5%に対し、提出率95.3%と目標を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.5%以上とする 	<p align="center">提出率</p> <p align="center">◎ <u>95.3%</u>【3月末】 (前年3月末：94.0%)</p>

1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑨ 業務改革の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着を図り、生産性の向上を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月月初には手順書の振り返りを行った。また担当グループ内で令和4年1月の法改正を含めた勉強会を定期的実施するなど、情報共有を図り、統一的な事務処理の徹底を行った。 状況に応じて柔軟な事務処理体制を組み、多能化を図りながら生産性の向上を進めた。 	(設定なし)	—
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施			
<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 協会においては約97%の個人番号を保有(R3.8月時点)しており、収集時の番号に誤りがあった加入者について、事業主に対して本部よりリスト送付を実施(R3.6月)、また、取得できていない加入者についても、事業主に対しリスト送付を実施した(R3.8月)。 R3.10.20よりマイナンバーカードの健康保険証利用が本格稼働となったことを受け、医療機関および加入者からの問い合わせの際に、マイナンバー収録の確認を行い、未収録者に対しては「マイナンバー新規登録申出書」を送付し、確実な収録に努めた。 ※マイナンバーカードの保険証利用について協会ホームページ等に掲載済。 	(設定なし)	—

1. 基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 効果的なレセプト点検の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 ・無資格受診等の資格エラーによる医療機関照会を漏れなく行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。 ・「負傷原因」の照会及び「第三者行為による傷病届」の提出勧奨を行い、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求や労働災害による返還請求を確実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗会議を毎月開催し、データ分析結果に基づく課題への対応等、行動計画の進捗管理を実施。 <p><内容点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言下における点検員の出勤状況を踏まえ、全支部で高点数レセプトを優先した点検を実施。 ・点検員と毎月面談をし、効果的な点検手法の検討を実施（面談指導）。 ・審査医師の助言による勉強会を実施（スキルアップ）。 <p><資格点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格エラーによる確実な手続き（レセプト過誤返戻及び返納金債権調定）の実施。 <p><外傷点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「負傷原因」の照会、「第三者行為による傷病届」の提出催告を定期的に実施。特に「傷病届」については、通常の催告に合わせて弁護士名催告を行い、損害賠償請求等を実施。 	<p>①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.243%）以上とする （※）査定率=レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（4,940円）以上とする</p>	<p style="text-align: center;">査定率</p> <p style="text-align: center;">●<u>0.242%</u>【3月末】 （前年3月末：0.243%）</p> <p style="text-align: center;">1件当たりの査定額</p> <p style="text-align: center;">◎<u>7,656円</u>【3月末】 （前年KPI設定無）</p>
⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。 <p>○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者に対し文書催告を行うことを徹底する。（一次催告）</p> <p>○二次催告として一次催告後2週間以内に文書催告を実施する。</p> <p>○「被保険者証回収不能届」等による電話番号判明者に対する電話催告を強化する。</p> <p>○未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権については、文書・電話催告等による早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。 	<p><被保険者証回収業務></p> <p>令和3年度は、前年度末に行われた日本年金機構のシステム改修により、電子申請による資格喪失届に添付される保険証の回収登録の方法が変わったため、大幅に回収率が落ちた。</p> <p>○一次催告、二次催告を確実に行うとともに、回収不能により電話番号が判明した者に対し、電話による証返納催告を実施。</p> <p>○回収不能届への電話番号記載率の向上に向け、日本年金機構へ周知徹底について、協力依頼を実施。</p> <p>○未返納の多い事業所に対し、文書による資格喪失届への保険証添付依頼を実施。</p> <p><債権管理・回収業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権等を確実に回収するため、「債権管理回収業務の重点施策」に基づき、早期の請求、催告等を実施。 ・納付がないものに対しては、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整の利用勧奨や法的手続き等を実施。 	<p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（94.09%）以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（61.25%）以上とする</p>	<p style="text-align: center;">保険証回収率</p> <p style="text-align: center;">●<u>86.87%</u>【3月末】 （前年3月末：94.09%）</p> <p style="text-align: center;">返納金債権回収率</p> <p style="text-align: center;">◎<u>66.43%</u>【3月末】 （前年3月末：61.25%）</p>

2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I、II、III > 上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。</p>			
(1)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上			
<p>・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：118,447人） ○生活習慣病予防健診 受診率67.1%（受診見込者数：79,478人） ○事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：9,120人）</p> <p>・被扶養者（受診対象者数：33,331人） ○特定健康診査受診率30.0%（受診見込者数：9,999人）</p> <p>・主な重点施策«健診事業» ○健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 ○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ○支部主催の集団健診の実施 【時期】夏季（6-9月）、閑散期（11~3月） 【場所】ショッピングモール、公民館等 【特徴】 ▶健診当日の特定保健指導の実施 ▶専用フリーダイヤルによる予約 ▶健診機関毎に設定された豊富なオプション検査（無料、有料） ○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内</p>	<p>○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 → 6月、12月に差分を抽出し送付</p> <p>○唐津地区の健診受診率の向上を図る 生活習慣病予防健診受託へ興味があるかどうか医療機関にアンケートを実施。1機関より興味ありとの回答で説明の場を設けたが、医療機関側の体制整わず受託なし。</p> <p>○生活習慣病予防健診実施機関の拡大 →新規委託契約1件</p> <p>○生活習慣病予防健診実施機関による事業所への勧奨について、受託機関を募集→7健診機関と契約し、文書や電話等により948件の事業所への勧奨につながった。</p> <p>○健診未受診者が多い事業所への訪問勧奨 →生活習慣病予防健診の案内や事業主名による家族への健診受診を促す手紙を渡すよう協力依頼を実施</p> <p>○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 →外部委託の調達を進めると共に、同意書提出事業所にかかるデータについて健診機関へ早期のデータ提供勧奨を実施</p> <p>○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の案内 →2,301人の受診につながった。（昨年比281件増）</p> <p>○支部主催の集団健診の実施及び無料健診機関の案内 →閑散期実施に向け企画競争にて実施機関を選定し、「健診当日の特定保健指導の実施」「専用フリーダイヤルおよびWebによる予約」「県外居住者への勧奨」を新たに実現</p>	<p>①生活習慣病予防健診率を67.1%以上とする。</p> <p>②事業者健診データ取得率を7.7%以上とする。</p> <p>③被扶養者の特定健診受診率を30.0%以上とする。</p>	<p>生活習慣病予防健診受診率 ●59.0%【3月末】 （前年度3月末：61.6%）</p> <p>事業者健診データ取得率 ◎8.4%【3月末】 （前年度3月末：3.4%）</p> <p>被扶養者の特定健診受診率 ●23.4%【3月末】 （前年度3月末：20.6%）</p>

2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(2)特定保健指導の実施率の向上			
<p>・被保険者（特定保健指導対象者数：17,631人） ○特定保健指導 実施率26.4%（実施見込者数：4,655人） （内訳）協会保健師実施分 14.4%（実施見込者数：2,539人） アウトソーシング分 12.0%（実施見込者数：2,116人）</p> <p>・被扶養者（特定保健指導対象者数：860人） ○特定保健指導実施率7.0%（実施見込者数：60人）</p> <p>・主な重点施策«保健指導事業» ○健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ ○トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化 ○保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上</p>	<p>○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 →昨年比3倍の300件をノルマとして契約し、達成。</p> <p>○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ →4健診機関に個別訪問を実施し、特定保健指導の実施拡大などについて意見交換を行った。</p> <p>○トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化 →新規委託契約1件</p>	<p>①被保険者の特定保健指導の実施率を26.4%以上とする</p> <p>②被扶養者の特定保健指導の実施率を7.0%以上とする</p>	<p>特定保健指導実施率（被保険者） ●16.7%【3月末】 （前年度3月末：16.8%）</p> <p>特定保健指導実施率（被扶養者） ◎7.4%【3月末】 （前年度3月末：7.7%）</p>
(3)重症化予防対策の推進			
<p>・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数2,900人 ○保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。 ○早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 ○事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取り組みを実施する。</p> <p>・糖尿病性腎症重症化予防事業 ○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。</p> <p>・非アルコール性脂肪性肝疾患の重症化予防事業 ○加入者にNAFLD/NASHの存在を知ってもらい、重症化予防として、健診結果の経年比較から、肝臓の線維化の進行が疑われる加入者に対する発症予防と受診勧奨を行う。</p>	<p>【未治療者への受診勧奨】 ○保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。 →文書勧奨では十分な効果が出ていないと判断し、電話勧奨業務委託を調達。10/1からの委託契約となり、下期の巻き返しを図る。3月末までに749人に受診勧奨した。</p> <p>○事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のためのチラシを作成し、R4年度の生活習慣病予防健診の案内と一緒に全事業所に送付した。</p> <p>【糖尿病性腎症重症化予防】 ○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。 →R2年度健診データから、糖尿病性腎症疑い105人に重症化プログラム参加を勧奨。1名参加あり。</p> <p>【非アルコール性脂肪性肝疾患の重症化予防事業】 →該当者を抽出しR4.3月発送。</p>	<p>・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.3%以上とする。</p>	<p>受診した者の割合 ●10.7%（全国第19位） 【令和2年4月～令和3年3月健診分】 （前年同時期：10.2%）</p>

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ・保健グループ）

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(4)コラボヘルスの推進			
<p>・健康宣言事業所をベースとした保健事業の活性化 （面拡大と質の向上）</p> <p>○健康宣言事業所をトップランナーとして、佐賀支部全体の保健事業の活性化を実現し、保健事業に関するKPI達成を実現する。</p> <p>○そのためにも、健康宣言事業所ではない大規模事業所や既に健康宣言を実施している事業所の関連会社やグループ企業等についても、健康宣言事業へのエントリーをしてもらうため、支部から積極的にアプローチを行う（面拡大）とともに、宣言事業所への優良認定に向けたフォローを実施する（質の向上）。</p> <p>○業界団体向けカルテを活用し、業界単位に働きかける。</p> <p>○特に令和3年度においては、「唐津地区」を重点地区として、新たにリリースされる「事業所検索（抽出）等機能」を活用し、唐津地区全体の底上げを図る。</p> <p>○支部の企画総務部内に「データヘルス計画推進会議（仮称）」を設立し、月次におけるPDCAサイクルを実現する。</p> <p>・契約保健師、管理栄養士による健康宣言後のフォロー体制等の確立</p> <p>○特定保健指導の外部委託推進により、特定保健指導から健康宣言事業へのシフトを実現する。</p> <p>○併せて、契約保健師、管理栄養士のスキルアップも実現する。</p>	<p>（面拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに民間保険会社1社と健康経営の普及に係る覚書を締結のうえ、締結先による訪問を活用した新規登録勧奨を実施し、宣言事業所数の増加を図った。 ・支部医療費適正化プロジェクトにおいて職員による事業所訪問勧奨を実施した。（79事業所訪問） ・「建設業労働災害防止協会」「トラック協会」「バス・タクシー協会」に訪問し、健康宣言や健診受診にかかる広報等について協力を依頼した。 ・未宣言事業所に対して文書勧奨を実施した。（2,000事業所・11月） <p>（質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶がばい健康企業宣言2021優良企業数 164社 ・前年度比8社増（前年度156社） ・佐賀県が実施した「第3回佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」に優良企業の中から3社推薦し、内1社が取組を評価され表彰を受けた。 ・優良認定を受けている事業所の取り組みを紹介したパンフレットを作成し、宣言事業所に送付することで好事例の横展開を図った。 ・経済産業省が実施する「健康経営優良法人2022」において、大規模法人部門5社（うちホワイト500には1社）、中小規模法人部門69社（うちブライト500には7社）が認定された。 ・特定保健指導の外部委託推進により、保健師・管理栄養士のリソースを特定保健指導から健康宣言事業への振り分けを実現。優良企業に認定できなかった319事業所に対し、保健師・管理栄養士を派遣し順次フォローを実施。事業所ごとのデータから見える課題を克服するための取り組みを開始するとともに、事業者健診データの提供や特定保健指導の実施拡大につなげている。 	<p>・健康宣言事業所数を600事業所以上とする</p>	<p>健康宣言事業所数 ◎606事業所【3月末】 （前年度KPI設定無）</p>

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >			
<ul style="list-style-type: none"> ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた広報を実施する。 ・加入者・事業主に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状について、様々な媒体（新聞・テレビ等）による広報を実施することによって、その認知率（32.1%）を向上させ、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。 ・ナッジ理論（きっかけを提供し、それとなく良い方向へ行動を促す手法）等を活用した広報を実施し、インセンティブ制度の周知や出生を契機とした効果的な禁煙啓発を行う。 ・医療費が全国平均と比べ高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幕末・維新佐賀の八賢人おもてなし隊を起用した健診PR動画を制作し、WEB広告、テレビCM、新聞など同時期にメディアミックスを取り入れて、幅広く広報を実施した。（1月～3月） ・制度周知用冊子「協会けんぽのしおり」を作成し、健康保険委員へ送付（10月）、年金機構との合同研修会（11月）における資料とした。研修においては、佐賀県健康増進課と連携し、歯科健診の啓発を行った。 ・出産にともない被扶養者が認定されたと思われる被保険者宛に禁煙啓発リーフレット、適正受診にかかる周知文書等を送付した。（6月,9月,12月,3月） ・健康保険委員の委嘱拡大に向けて勸奨文書を送付した。（7月,3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を57.5%以上とする 	<p>健康保険委員委嘱割合</p> <p>◎57.5%【3月末】 （前年度3月末：55.8%）</p>
③ ジェネリック医薬品の使用促進< II、III >			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に情報提供し、ジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施する。 ・医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置をグラフ等で見える化し、情報提供することにより、使用割合向上を図る。 ・医療機関に一定時間滞在した者に対し、位置情報を利用し、スマートフォン等にジェネリック医薬品使用促進にかかる広告を実施する。 ・参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部独自の取り組み等を積極的に発信する。 ・県や県薬剤師会等の関係団体と連携した取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に見える化ツールで情報提供し、併せてジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施した。（1,842事業所・6月） ・医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置見える化ツールで情報提供を実施した。（608機関・6月） ・ジェネリック医薬品使用割合の低い医療機関等を訪問した者、特定地域の医療機関等を訪問した者のスマートフォン等にバナー広告を配信（ジオターゲティング広告）し、クリックした者をジェネリック医薬品使用促進に係る特設ページに誘導することで、使用促進を図った。（1月～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合※を年度末時点で対前年度（83.0%）以上とする ※内科、DPC、調剤、歯科 	<p>ジェネリック医薬品使用割合</p> <p>●82.8%【3月末】 （前年度3月末：83.0%）</p>

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信（Ⅱ、Ⅲ）			
<p>(1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画等が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>(2) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>(3) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部および西部の地域医療構想調整会議に企画総務部長が出席（10月）。コロナ感染症拡大の影響もあり、今年度は1回のみ開催となった。 ・ 出産にともない被扶養者が認定されたと思われる被保険者宛に禁煙啓発リーフレット、適正受診にかかる周知文書等を送付した。（6月,9月,12月,3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する 	<p>● <u>意見発信なし</u> （前年度：意見発信なし）</p>
⑤ 調査研究の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）			
<p>(1) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、分析を実施する。 <p>(2) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分析成果等を調査研究フォーラムや調査研究報告書の掲載等に積極的に応募し、支部が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀支部の医療費等の動向」を作成し、ジェネリック医薬品の使用割合が低い地域の国民健康保険運営協議会などで意見発信を行った。 ・ 本部企画部と医療費分析にかかる打ち合わせを実施、佐賀支部の医療費にかかる地域差の要因等について意見交換を行った。（9月） ・ 産業医科大学産業保健データサイエンスセンターと佐賀支部の医療費にかかる共同分析に向けた打ち合わせを実施した。（令和4年度より共同研究開始予定） ・ 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元 →令和3年度調査研究報告書掲載にかかる研究成果が採択され報告書を作成した。調査研究フォーラムは4年度に延期となった。 	<p>（設定なし）</p>	<p>—</p>

3. 組織・運営体制機能関係

3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
I) 人事・組織に関する取組			
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置			
・業務の効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。	・マニュアル、手順書に基づく業務の効率化、簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行った。	（設定なし）	—
② OJTを中心とした人材育成			
・OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。	・新規採用者（契約職員等）に対する協会職員として遵守すべき事項等について研修を実施。 ・コンプライアンス研修（5～6月）、メンタルヘルス研修（7～10月）、ハラスメント防止研修（9～10月）、情報セキュリティ・個人情報保護研修（11～12月）、ビジネススキル研修（1月）、セルフモチベーション研修（3月）を実施。	（設定なし）	—
③ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。	・インセンティブ指標であるジェネリック医薬品使用促進を目的に広報（納入告知書同封チラシ、メルマガ、社会保険さが）を行った。6月には、県内の医療機関、薬局に訪問もしくは文書により使用促進の勧奨を実施。 ・支部医療費適正化プロジェクトとして、被扶養者の健診受診率が低い事業所に訪問を行い、特定健診受診率向上を図った。（コロナウイルス感染症拡大の影響により一部期間事業停止）	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
Ⅱ）内部統制に関する取組			
① リスク管理			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大への職員の健康対策として「手洗い」「咳エチケット」ポスター掲示、「非接触式電子体温計」の設置を行った。 ・ 安否確認システムによる非常時への模擬訓練（8月、11月）、防災訓練（3月）を行った。 	（設定なし）	—
② コンプライアンスの徹底			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イン트라ネット掲示板ティッカーにて「全国健康保険協会行動規範」を表示し、協会の理念やコンプライアンス基本方針のもと、行動規範の実践を図った。 ・ コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修を実施。 ・ コンプライアンス委員会を開催し、支部コンプライアンス管理体制並びに自主点検結果の確認を実施。より高い意識の共有と個人ではなく組織で判断していく環境の構築を図った。 ・ 支部コンプライアンス通信の発行（7月）。 	（設定なし）	—
Ⅲ）その他の取組			
① 費用対効果を踏まえたコスト削減等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6件の入札を実施。公告期間設定への配慮や公告後に前年度参加業者への周知を行うことにより参加率の向上を図った。 ・ 調達審査委員会を適宜開催し、調達の妥当性について審査した。 ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り見積競争を実施し、調達における競争性・透明性を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は、一者応札件数を1件以下とする 	<p>一者応札割合 ◎0%【3月末】 (前年3月末：0%)</p>